

幼稚園・認定こども園・保育所（園）入園・入所申込書

令和 年 月 日

保護者 住所 与謝野町字

氏名

印

電話

与謝野町長 様

(施設長 様)

幼稚園・認定こども園・保育所（園）への入園入所につき次のとおり申し込みます。

入園入所児童	氏名		生年月日		性別
	(ふりがな)	(第 子)	平成・令和	年 月 日	男・女
入園入所を希望する施設名	第1希望	こども園・保育所(園) (希望理由)			
	第2希望	こども園・保育所(園) (希望理由)			
	第3希望	こども園・保育所(園) (希望理由)			
利用を希望する期間・時間	期間	令和 年 月 日から 就学前まで・令和 年 月 日まで			
	時間	午前 時 分 から 午後 時 分 ※1号認定の場合は午前9時～午後2時まで ※短時間認定の場合は午後4時まで			
保育の希望の有無	無・有 両親等:()、() ※裏面の基準に該当する番号を記載してください。				

児童の状況	成育過程	出生時： 普通 ・ その他 () 体重 kg		歩き始め 生後 ヶ月
	健康状態	健康・病弱 ()	既往疾病	無・有 ()
	アレルギー	無・有 ()	その他	
	特別な支援	不要・要 ()		

○入園入所児童の家庭の状況

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業	備考
入園入所児童の世帯員	(ふりがな)			男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
生活保護の状況	適用なし		適用あり (年 月 日保護開始)			

※市町村記載欄	申し込みの承諾	要・否 (理由)	利用期間		保育の実施基準の番号
			自. 令和 年 月 日	両親等:(). ()	
		□1号 □2号 □3号 令和 年 月 日承諾	入園入所施設		こども園・保育所(園)
			備考		

保育料算定の基礎となる市町村民税の情報等(同一世帯員を含む)の調査及び入園入所児童の発達状況について関係機関から情報提供を受けることに同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名

印

記入上の注意

この入園入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入の上、町・認定こども園・保育所（園）に提出して下さい。尚、その家族から同時に2人以上の乳児及び幼児の入園入所を申し込む場合は、それぞれの乳児及び幼児ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

1. 「入園入所児童」には、「氏名」にふりがなを付し、「性別」は該当するものを○で囲んで下さい。
2. 「入園入所を希望する施設名」には、認定こども園（1号認定）を希望する場合、第1希望に希望する施設を記入して下さい。認定こども園（2号・3号認定）・保育所（園）を希望する場合は希望する順位に従い施設名を記入し、その施設を希望する理由（例えば、既に兄弟が入所しているため、距離が近いため等）を記入して下さい。
3. 「利用を希望する期間・時間」には、1号認定の場合、希望する期間を記入して下さい。2号・3号認定の場合は、小学校就学期に達するまでの4.の（保育が必要な基準）に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。
4. 「保育の希望の有無」は、該当するものを○で囲み、有の場合は（ ）内に両親（両親と別居している場合には、現在乳児及び幼児の面倒を実際にみている者）が下の表（保育が必要な基準）の（1）から（7）までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。（例えば、（1）に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数等、（2）では親の具体的状況等、（3）では傷病名や治療見込み期間等、（4）では看護している病人等の傷病名や治療見込み期間等（5）では災害の程度・復旧見込み期間等（6）では求職活動の内容等）
5. 「児童の状況」には、入園入所児童の健康状態、アレルギー、特別な支援の必要性等について記入して下さい。
6. 「入園入所児童の世帯員」には、入園入所児童本人以外の入園入所児童の両親（別居の場合は、「備考」に別居と記入して下さい。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で入園入所児童の他に幼稚園、認定こども園、又は保育所（園）に在籍している者がいる場合は、当該施設名を「職業」に記入して下さい。
なお、保育料の決定のために必要な書類を合わせて添付して下さい。
7. 認定こども園・保育所への入園入所については、下記についてあらかじめご承知下さい。
 - ・ 保育が必要な基準に該当しないために入園入所が認められない場合。
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設へ入園入所できない場合。
 - ・ 保育が必要な基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合。

保育が必要な基準

認定こども園・保育所（園）へ入園入所できる乳児及び幼児は、保護者（両親と別居している場合には乳児及び幼児の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) **就労** 1月において、48時間以上労働することを常態としている場合
- (2) **母親の出産・育児休業等** 保護者が出産前後であるため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。育児休業取得時に、既に保育を利用している乳児及び幼児がいて継続利用が必要である場合。育児休業を取得した乳児の保育のため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。
- (3) **病気や障害を有している等** 保護者が病気、負傷、心身に障害があるため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。
- (4) **病人の看護等** その乳児及び幼児の家庭に、長期にわたる病人や心身に障害のある人があるため、保護者がいつもその看護にあたっており、その乳児及び幼児の保育ができない場合。
- (5) **家庭の災害** 火災や風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり破損したため、その修復の間乳児及び幼児の保育ができない場合。
- (6) **求職活動等** 求職活動、起業の準備のため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。（この場合、入園入所期間は3ヶ月間以内です。）
- (7) **その他** ・親の就学（職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む）により、その乳児及び幼児の保育ができない場合。
・死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合。 ・その他

8. ※印の欄については、記入する必要はありません。また、字は楷書ではっきりと書いて下さい。